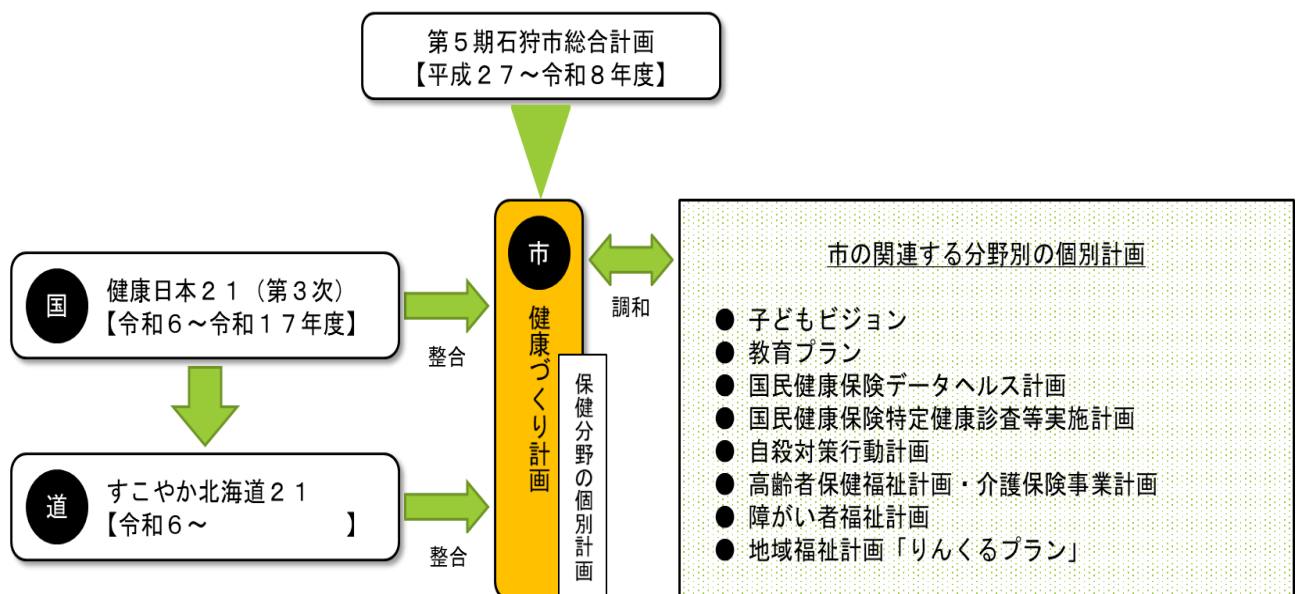


石狩市健康づくり計画（第3次）策定に係る 基本的な事項（案）

1. 計画の位置づけ

- 「第5期石狩市総合計画」を上位計画とし、保健分野の個別計画として位置づけ、他の関連計画との調和を図りながら、市民の健康づくりを推進する。
- 健康増進法第8条第2項の規定に基づく、市町村健康増進計画として策定する。
- 計画の策定にあたり、同法第7条の基本方針を十分に勘案し、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画とする。

2. 各種計画との関係



3. 健康づくり運動プラン「健康日本21（第3次）」の基本方針（案）

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる
持続可能な社会の実現

- ①誰一人取り残さない健康づくりの展開
- ②より実効性を持つ取組の推進

➡「アクションプラン」を令和5年度中に作成

【基本的な事項】

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ・個人の行動と健康状態の改善
- ・社会環境の質の向上
- ・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

4. 計画の期間

◇関連する主な計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12~ R16	R17年度	計画 期間
【国】健康日本21	前期計画評価・ 次期計画策定		第3次計画								12
【道】すこやか北海道21	前期計画評価 次期計画策定									計画期間不明	
☆石狩市健康づくり計画			第3次計画								12
石狩市自殺対策行動計画		中間評価									10
石狩市データヘルス計画		前期計画評価 次期計画策定	第3期計画								6

5. 健康づくり計画（第3次）の評価手法について（案）

第2次計画では、「健康意識に関するアンケート」結果及び乳幼児健診や歯科検診などの保健活動から把握できるデータを用いて評価を行うこととしているが、第3次の計画においては、アンケートは用いず、保健活動から把握できるデータやKDB（国保データベース）から得られるデータを用いて評価することとする。